

別紙 1

用途は、建築基準法施行規則別紙の建築物用途区分コード番号表から下記のとおりとします。

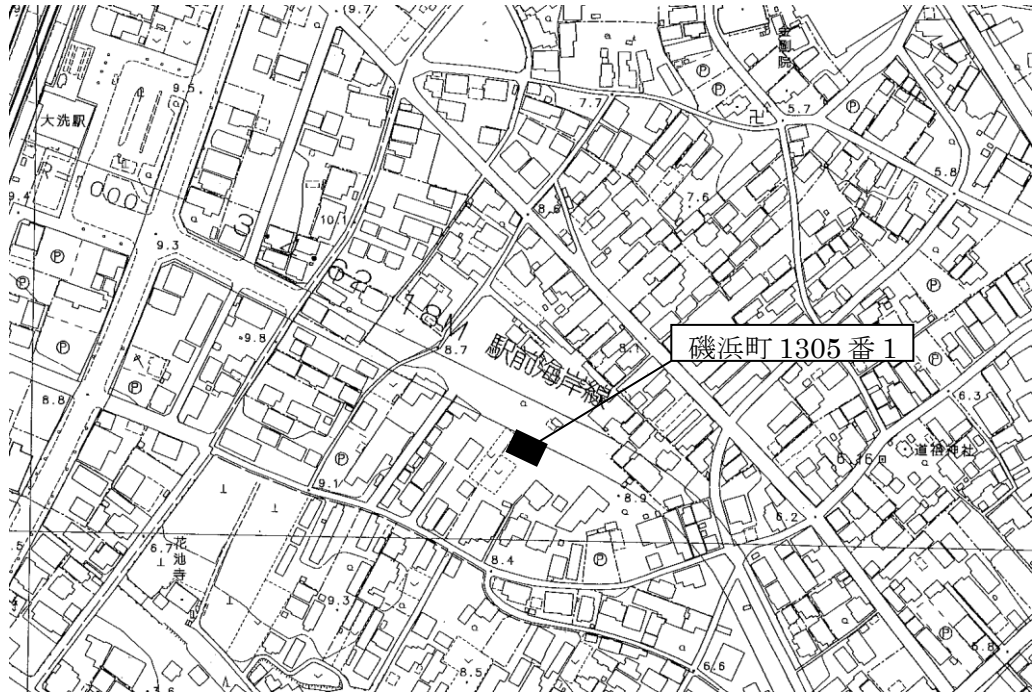
記号	建築物の用途の区分
08400	ホテル又は旅館
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合に合っては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業所の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合に合っては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

※ただし、記号 08456 のうち、「学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設」は除く。

参考資料

①大洗町磯浜町1305番1

位置図



写真

